

平成 2 9 年度

○ 沖縄県介護保険広域連合

財務書類

(統一的な基準)

○

目 次

I 沖縄県介護保険広域連合の財務書類の公表について

1	地方公会計制度の概要	2
2	沖縄県介護保険広域連合の取り組み	3
3	統一的な基準の特徴	3
4	作成基準日	3
5	作成対象とする範囲	3

II 沖縄県介護保険広域連合の財務書類について

1	貸借対照表	4～6
2	行政コスト計算書	7, 8
3	純資産変動計算書	9
4	資金収支計算書	10

I 沖縄県介護保険広域連合の財務書類の公表について

1 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点がありました。

平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。また、続けて同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。これらの法律、指針により、総務省は地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的としました。具体的には平成18年5月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」を基に、国の作成基準に準拠した新たな方式による連結ベースでの財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、地方公共団体、地方独立行政法人、一部事務組合・広域連合、地方三公社及び第三セクター等に対して要請を行いました。

この要請に基づき各地方公共団体では公会計の整備を着々と進めていきましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式とありましたが、複数あることで他団体比較ができない等の問題が生じていたため、平成25年8月に「研究会 中間とりまとめ」が公表、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」が公表されました。

そして、平成27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、すべての地方公共団体、一部事務組合及び広域連合へこの統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請されました。

2 統一的な基準の特徴

総務省が当初示していたモデルのうち、「総務省方式改訂モデル」は、既存の決算統計情報を活用して、土地や建物などの資産評価を行い、段階的に固定資産台帳を整備しながら公共資産の評価を行っていく方法です。これに対し、「基準モデル」は最初に全ての固定資産の洗い出しを行い、公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して財務書類を作成する方法です。そのため、次年度以降の固定資産増減を明確に把握できる特徴があります。

この「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の良い特徴を併せ持ったのが「統一的な基準」といえます。

3 沖縄県介護保険広域連合の取り組み

こうした状況の中、沖縄県介護保険広域連合では、平成28年度決算分から、「統一的な基準」での財務書類の作成を行いました。

このことにより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになりました。住民にとっても当団体の財務状況がどういったものであるかを判断することが出来る材料の1つになっているものと考えられます。

4 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日としました。今回の平成29年度決算分では、平成30年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日までの間）の収支については、基準日までに終了したもののみならず取り扱っています。

5 作成対象とする範囲

会計区分(沖縄県介護保険広域連合)

一般会計・・・・一般会計

全体会計・・・・一般会計及び特別会計

連結会計・・・・全体会計及び

沖縄県市町村総合事務組合（一般会計・公務災害補償特別会計）

※当団体より負担金を支払っている一部事務組合の為、連結対象としています。

Ⅱ 沖縄県介護保険広域連合の財務書類について

1 貸借対照表（平成30年3月31日現在）

歳入歳出決算書では、1年間の収入（歳入）・支出（歳出）の単年度状況は把握できますが、現在どれだけの資産や負債を保有しているのか、という情報の把握が困難です。

貸借対照表では、基準日現在でどれだけの資産や負債があるのかを一覧として把握することが出来ます。左側の「資産」は、保有する資産の内容や額を表しており、右側の「負債」及び「純資産」は「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

貸借対照表（単位：千円）

勘定科目	一般会計	全体会計	連結会計	勘定科目	一般会計	全体会計	連結会計
1.固定資産	24,292	1,001,812	1,026,147	1.固定負債	-	-	22,176
(1)有形固定資産	19,038	19,038	19,038	(1)地方債	-	-	-
事業用資産	12,600	12,600	12,600	(2)長期未払金	-	-	-
インフラ資産	-	-	-	(3)退職手当引当金	-	-	22,176
物品	6,438	6,438	6,438	(4)損失補償等引当金	-	-	-
(2)無形固定資産	5,254	5,254	5,254	(5)その他	-	-	-
(3)投資その他資産	-	977,520	1,001,854	2.流動負債	41,668	61,629	61,630
投資及び出資金	-	-	-	(1)地方債(1年以内)	-	-	-
長期延滞債権	-	177,380	177,380	(2)未払金	-	-	-
長期貸付金	-	-	-	(3)未払費用	-	-	-
基金	-	862,489	886,824	(4)前受金	-	-	-
その他	-	-	-	(5)前受収益	-	-	-
徴収不能引当金	-	-62,349	-62,349	(6)賞与等引当金	25,057	25,057	25,059
2.流動資産	169,822	925,361	925,822	(7)預り金	4,011	23,971	23,971
(1)現金預金	44,701	677,641	678,103	(8)その他	12,600	12,600	12,600
(2)未収金	-	189,049	189,049	負債の部合計	41,668	61,629	83,806
(3)短期貸付金	-	-	-	(1)固定資産等形成分	149,413	1,126,933	1,151,268
(4)基金	125,121	125,121	125,121	(2)余剰金(不足分)	3,033	738,611	716,895
(5)棚卸資産	-	-	-	(3)他団体等出資分	-	-	-
(6)その他	-	-	-	純資産の部合計	152,447	1,865,544	1,868,162
(7)徴収不能引当金	-	-66,451	-66,451	負債・純資産の部合計	194,115	1,927,173	1,951,969
資産の部合計	194,115	1,927,173	1,951,969				

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入処理による齟齬が生じる場合があります。

用語解説

固定資産

事業用資産……公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産

(例：庁舎、学校、公民館、町営住宅、福祉施設など)

インフラ資産……社会基盤となる資産

(例：道路、橋、公園、上下水道施設など)

物品……車輛、物品、美術品

無形固定資産……ソフトウェア、ソフトウェア（リース）

投資及び出資金……有価証券、出資金、出損金

投資損失引当金……保有株式の実質価格が低下した場合に計上

長期延滞債権……滞納繰越調定収入未済分

長期貸付金……自治法第 240 条第 1 項に規定する債権である貸付金

(流動資産に区分されるもの以外)

基金……流動資産に区分される以外の基金（減債基金、その他の基金）

その他……上記以外及び徴収不能引当金以外のもの

徴収不能引当金……未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額
(不納欠損額)を見積もったもの

流動資産

現金預金……手元現金や普通預金など

未収金……税金や使用料などの未収金

短期貸付金……貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの

基金……財政調整基金

棚卸資産……売却目的保有資産（量水器等）

その他……上記以外及び徴収不能引当金以外のもの

徴収不能引当金……未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額
(不納欠損額)を見積もったもの（長期延滞債権分）

固定負債

地方債……地方公共団体、一部事務組合及び広域連合が発行した地方債のうち、
償還予定が 1 年超のもの

長期未払金……自治法第 214 条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされる
もの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外

退職手当引当金……原則期末自己都合要支給額

損失補償等引当金……履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、
地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた
将来負担額を計上

その他……上記以外の固定負債

流動負債

1 年内償還予定地方債……地方公共団体、一部事務組合及び広域連合が発行した
地方債のうち、1 年以内に償還予定のもの

未払金……基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、
または合理的に見積もることができるもの

未払費用……一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点
において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えてい
ないもの

前受金……基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務
の履行を行っていないもの

前受収益……一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点に
おいて未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの

賞与等引当金……基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び
福利厚生費

預り金……基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債

その他……上記以外の流動負債

「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえるこ
とができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない純粋な財産、言い換えればこ
れまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分となります。

2 行政コスト計算書（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストまでを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の国庫支出金・県支出金などで賄わなければならないコストを表すことになります。

こうしたコストを把握することは、組合の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せず、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等の住民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

行政コスト計算書（単位：千円）

勘定科目	一般会計	全体会計	連結会計
経常費用	959,226	32,861,780	32,861,829
1. 業務費用	849,245	1,467,644	1,473,716
（1）人件費	532,041	532,041	538,109
（2）物件費等	303,259	334,680	334,685
うち、減価償却費	21,221	21,221	21,221
（3）その他の業務費用	13,945	600,923	600,923
2. 移転費用	109,981	31,394,137	31,388,113
（1）補助金等	21,051	31,394,131	31,388,084
（2）社会保障給付	-	-	-
（3）他会計への繰出金	88,925	-	23
（4）その他	5	5	5
経常収益	4,638	171,702	171,742
1. 使用料及び手数料	3,208	3,208	3,208
2. その他	1,430	168,494	168,534
純経常行政コスト	954,588	32,690,079	32,690,087
臨時損失	12,600	12,600	12,600
臨時収益	-	-	-
純行政コスト	967,188	32,702,679	32,702,687

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入処理による齟齬が生じる場合があります。

用語解説

経常費用

業務費用

人件費 ……職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など

物件費等 ……職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費（消費的性質）、施設等の
維持修繕にかかる経費や事業用資産の減価償却費など

その他の業務費用 ……支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付など

移転費用 ……住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への資金移動
など

経常収益

使用料及び手数料 ……財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭

その他 ……過料、預金利子など

臨時損失 ……資産除売却損

臨時収益 ……資産売却益、受取配当金

3 純資産変動計算書（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したか、を表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

行政コスト計算書には計上されていない、税収等や国庫等補助金が、本表の財源の調達欄に計上されています。また、「純行政コスト」の額が、行政コスト計算書の純行政コスト（「経常費用－経常収益＋臨時損失－臨時収益」）をまかなうもので、金額は一致します（純資産変動計算書上はマイナス要因です）。

純資産変動計算書（単位：千円）

勘定科目	一般会計	全体会計	連結会計
前年度末純資産残高	158,773	1,821,033	1,824,813
1. 純行政コスト	-967,188	-32,702,679	-32,702,687
2. 財源	960,862	32,730,716	32,730,718
（1）税収等	879,100	19,972,710	19,972,712
（2）国庫等補助金	81,763	12,758,006	12,758,006
本年度差額	-6,326	28,037	28,031
1. 固定資産の変動	-	-	-
2. 資産評価差額	-	-	-
3. 無償所管換等	-	-	-
4. 比例連結割合変更差額	-	-	-1,156
5. その他	-	16,474	16,474
本年度純資産変動額	-6,326	44,511	43,349
本年度末純資産残高	152,447	1,865,544	1,868,162

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入処理による齟齬が生じる場合があります。

用語解説

前年度末純資産残高……前年度末の純資産の額（前年度貸借対照表と一致）

純行政コスト……行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、
資産形成につながらない行政サービスに係る費用（行政コスト計算書の「純経常費用」と一致）

財源：税収等……構成団体からの負担金など

財源：国庫等補助金……国庫支出金及び都道府県支出金など

資産評価差額……有価証券等の評価差額

無償所管替等……無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など

その他……上記以外の純資産の変動（調査判明の資産）